

令和3年第5回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年5月17日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月現金出納検査の報告（令和3年2月分・3月分）
 - 2) 令和3年第1回大仙美郷介護福祉組合議会臨時会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶
 - 議案上程（説明）
- 第 5 報告第 1号 専決処分事項の報告について
- 第 6 報告第 2号 専決処分事項の報告について
- 第 7 報告第 3号 専決処分事項の報告について
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 8 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第10 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第11 議案第31号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	高 橋 邦 武 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（1名）

9番 熊 谷 良 夫 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小 田 長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	藤 田 信 晴 君
福 祉 保 健 課 長	高 橋 勉 君	農 政 課 長	中 田 裕 克 君
商 工 観 光 交 流 課 長	高 階 優 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長	大 澤 修 君
教 育 長	福 田 世 喜 君	教 育 推 進 監	武 藤 浩 紀 君
教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君	生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	佐々木 直 樹
上 席 主 査	高 橋 幸 恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

9番、熊谷良夫君から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第5回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、熊谷隆一君、1番、深沢義一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月現金出納検査（令和3年2月分・3月分）の結果報告がありました。

2として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、令和3年第1回大仙美郷介護福祉組合議会臨時会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和3年第5回美郷町議会臨時会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、美郷町新型コロナウイルス感染症対策本部の対応状況について報告いたします。

4月上旬、大仙保健所管内で新型コロナウイルス感染者が連鎖的に発生している状況を受け、町では、人流を抑えることを目的に、4月12日から公共施設の利用制限を行いました。具体的には、施設の新規利用申請の受付停止、定期利用団体等への利用自粛のお願いや、やむを得ず利用する場合の利用人数の制限等の対応を行いました。この公共施設の利用制限については、当初4月25日までと設定しましたが、大仙保健所管内での新型コロナウイルス感染者の発生が続いたことから、制限期間を5月2日まで延長し、5月3日に利用制限を解除しております。

あわせて、町が関連するイベントとして、4月18日の水辺クリーンアップ作戦、4月21日の日赤奉仕団総会、4月23日の民生児童委員協議会総会を中止したほか、6月12日からのラベンダーまつり、6月15日の七滝水の森植樹事業についても中止することとしました。

また、4月14日からのぐっと楽運動教室、一部の乳幼児健診、5月2日の元プロ野球選手による野球教室を延期したほか、5月29日の元オリンピック選手によるトークショー及びバドミントンクリニックも延期することとし、6月27日開催予定の美郷町消防訓練大会は、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、規模を縮小しての開催または中止を含む検討をすることとしました。

東京2020オリンピック聖火リレー美郷区間の実施については、県内において新型コロナウイルスの感染が拡大傾向にあることから、市町村で実施するセレモニーにおいて密になる状況を極力避けるため、独自の演出を行わないよう聖火リレー秋田県実行委員会からの要請があり、町ではこれを受け、出発式での太鼓演奏や花火の打ち上げ、ミニセレブレーションでの吹奏楽やジャズの演奏を取りやめることとし、リレー走者並びに観覧者の感染対策に努め、聖火リレーを実施することとしております。

次に、75歳以上の方を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種状況について報告いたし

ます。

最初の予約受付を4月19日から開始し、4月21日に配分数量の975人分に達したため受付を終了しました。予約の際は電話が集中し、つながりにくい状況が続き、町民の皆様にはご迷惑をおかけしました。

また、接種人数については、5月9日美郷町公民館で450人、5月10日美郷町中央体育館で375人、5月13日美郷町北体育館で150人、合わせて975人の方が接種を受けております。この方々の2回目の接種は5月30日の週に行います。

次の新規ワクチン接種については、6月6日の週に行うこととし、予約の混雑を回避するため、対象を85歳以上の方に限定し、5月10日から14日まで受付しました。

今後の予定ですが、5月24日からは、電話予約に加え、インターネットでの予約受付も行うこととし、予約可能人数を勘案し、85歳未満の一定年齢の方の予約を受け付けることとしております。

次に、今冬の大雪による被害状況について報告いたします。雪下ろしなどの作業中の事故による重傷者が6人、農業関係では、パイプハウス・農機具格納庫の全・半壊等285棟、果樹生産施設一部破損4件、樹体損傷10件、被害額の合計2億1,888万円、道路関係では倒木による道路封鎖2件、公共施設関係では、雪の重みによる町営住宅の軒折れ、プールパークみさと休憩テントのひずみ、道の駅美郷曲がり屋の屋根一部破損、坂本東嶽邸の板塀一部破損、弓道場屋根のトタン一部破損、北運動公園野球場のフェンス一部破損、宿泊交流館体育館の屋根一部破損の計7件となっております。

次に、仙南すこやか園において3月下旬からノロウイルスの感染が確認されました。ノロウイルス陽性と診断されたのは、園児が21人、保育士が3人でした。0歳児から2歳児のいる保育室にノロウイルス陽性者が多く見られたことから、4月2日から5日まで、当該クラスを閉鎖し、施設内の消毒を行いました。現在のところ事態は収束しておりますが、引き続きノロウイルス等の感染予防に努めてまいります。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第1号から報告第3号「専決処分事項の報告について」ですが、車両損壊事故等に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、報告するものです。

承認第2号から承認第4号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い専決処分した美郷町税条例等の一部改正について、承認第3号は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分した美郷町後期

高齢者医療に関する条例の一部改正について、承認第4号は、譲与税、交付金、特別交付税及び町債等の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正について専決処分した令和2年度美郷町一般会計補正予算第16号について報告し、承認を求めるものです。

議案第31号「令和3年度美郷町一般会計補正予算第2号」についてですが、県の新型コロナウイルス対策生活応援商品券事業費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額及び今冬の雪害による公共施設の修繕等に係る費用の追加等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第1号についてご説明いたします。

2ページ、専決処分書をご覧ください。

令和3年2月18日に美郷町飯詰字糠淵地内で発生した車両損壊事故について、令和3年3月23日に示談が成立し専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

相手方は、
で、事故の概要は、美郷町総合体育館
駐車場で停車しようとしたところ、竹スノーポールの支柱として使用されていた鉄筋の上を通過し、車両を損壊したものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第1号の説明が終わりました。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第2号についてご説明いたします。

4 ページ、専決処分書をご覧ください。

令和3年1月27日に六郷字遠槻地内で発生した車両損壊事故について、3月25日に示談が成立し専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

相手方は、
で、事故の概要は、町職員運転の公用車が、六郷字遠槻地内の駐車場において、帰庁するため後退した際、駐車している相手方所有の車両に接触し、損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第2号の説明が終わりました。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（本間和彦君） 報告第3号についてご説明いたします。

6 ページ、専決処分書をご覧ください。

令和3年2月18日に上深井字耳取地内で発生した器物破損事故について、4月12日に示談が成立し専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

相手方は、秋田市中通七丁目1番1号、東日本旅客鉄道株式会社執行役員秋田支社長木村英明様で、事故の概要は、町の会計年度任用職員が上深井字耳取地内を除雪中、踏切内において対向車と擦れ違うため徐行した際、遮断機が下り始め、車両上部に遮断桿が接触し、損害を与えたものでございます。

記載の損害賠償額及び和解の要旨により、示談が成立しております。

なお、損害額については、全額保険対象でございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、報告第3号の説明が終わりました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。

議案8ページ、専決処分書をご覧ください。

専決第4号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和3年3月31日に公布され、一部を除き翌4月1日から施行されることに伴い、直ちに美郷町税条例等の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により美郷町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正条文は議案9ページから16ページまででございますが、内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集1ページをご覧ください。

まず、第1条による美郷町税条例の一部改正でございますが、第24条第2項は、令和2年度税制改正により、所得税において国外居住親族に係る扶養控除等の見直しが行われ、令和5年分以後の所得税については、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の国外居住者については、扶養控除を適用しないこととされたことを踏まえ、個人住民税均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の非居住者であって留学生等に該当しない者を除外することとしたものでございます。

次の第33条の7第1項第1号は、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税の特別控除の対象となる寄附金から、出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外することとする所得税の見直しを踏まえ、個人住民税寄附金税額控除においても同様の措置を講ずることとしたものでございます。

2ページ下段から3ページ上段の第35条の3の2第4項は、給与所得者が扶養親族申告書を提出する際に經由すべきものが、申告書に記載すべき事項の提供を電磁的方法により適正に受けることができる措置を講じていることなど、一定の要件を満たしている場合には、所轄税務署長の承認を得ずとも申告書に記載すべき事項を電磁的方法による提供できることとしたものでございます。

次の第35条の3の3第1項は、国外居住親族に係る扶養控除等の見直しを踏まえ、公的年金等受給者が申告しなければならない扶養親族を16歳未満の者に限るとしたものでございます。

次の同条第4項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供についても、給与所得者の扶養親族申告書と同様の措置を講じたものでございます。

4ページ上段の第51条の8第1項は、退職所得申告書の定義に係る規定を整備したものでございます。

次の第51条の9第3項は、退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供についても、給与所得者の扶養親族申告書と同様の措置を講じたものでございます。

次の同条第4項は、第3項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用についての読替規定を追加したものでございます。

下段から5ページ上段の第78条の4は、軽自動車税環境性能割について、2030年度燃費基準の下で税率区分の見直しが行われたことに伴い、文言を整理したものでございます。

次の附則第3条の3第1項は、国外居住親族に係る扶養控除等の見直しを踏まえ、個人住民税所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の非居住者であって留学生等に該当しない者を除外することとしたものでございます。

次の附則第4条は、セルフメディケーション税制の適用期限を5年間延長し、令和9年度までとしたものでございます。

次の附則第8条の2は、固定資産税に係る課税標準の特定及び減額特例のうち、一定の範囲以内でその割合を町が自主的に判断し、条例で定める、いわゆるわがまち特例に係る規定でございますが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律により、税制支援の対象となる先端設備等導入計画が、生産性向上特別措置法から中小企業等経営強化法に移管され恒久化されたことに伴い、地方税法附則第15条第41項及び同法附則第64条にそれぞれ規定されておりました先端設備等に係る条例で割合を定めるときに参酌する割合の規定が一本化されたことにより、条例附則第8条の2第2項の規定を削除し、同条第3項及び第4項を1項ずつ繰り上げたものでございます。

最下段の附則第9条の見出しから8ページ附則第11条までは、固定資産税の宅地等及び農地の負担調整の仕組みを令和3年度から令和5年度までの間継続することとし、その上で、負担調整措置等により税額が増加する土地については、令和3年度に限り前年度の課税標準額を据え置く特別な措置を講じたものでございます。

下段から9ページ中段までの附則第13条は、特別土地保有税についても、同様に課税の特例期間を延長したものでございます。

次の附則第13条の2は、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、9か月延長し、令和3年12月31日までとしたものでございます。

次の附則第13条の2の2第2項は、軽自動車税環境性能割の税率区分が新たに2030年度燃費基準の下で見直されたことに伴い文言を整理したものでございます。

10ページの附則第14条は、軽自動車税種別割のグリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の適用期限を2年間延長したもので、第1項は、初回車両番号指定の定義を、追加された第6項から第8項までの規定にも適用させたものです。

次の第2項は75%軽減の規定、第3項は50%軽減の規定、第4項は25%軽減の規定ですが、それぞれの規定から令和2年度分の軽自動車税の種別割に限るとする部分を削除したものでございます。

11ページ中段の第6項は、自家用乗用車を除く電気自動車や天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものについては、税率を75%軽減とするものです。

次の第7項は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない軽自動車または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成している営業用乗用ガソリン軽自動車については、税率を50%軽減とするものです。

12ページ上段の第8項は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない軽自動車または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成している営業用乗用ガソリン軽自動車第7項の規定が適用される以外のものについては、税率を25%軽減とするものです。

次の附則第14条の2第1項は、附則第14条に第6項から第8項までが追加されたことにより文言を整理したものです。

次の附則第20条第2項は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期限が令和8年度まで延長されたことに伴い、当該特例の適用について必要となる申告書を提出しなかった場合の過料は科さないとする規定も併せて延長したものでございます。

次の附則第24条第2項は、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象としたことを踏まえ、適用年の各年において、所得税から控除し

切れない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で控除することとするための読替規定を追加したものです。

次に、13ページから14ページまでの第2条による美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。

令和2年第2回美郷町議会臨時会でご審議、可決いただきました美郷町税条例等の一部を改正する条例（令和2年美郷町条例第9号）について、令和3年度税制改正により生じた引用条文の項ずれを反映させ、文言を整理したものでございます。

議案13ページにお戻りください。

中段からの附則についてご説明いたします。

附則第1条はこの条例の施行期日を令和3年4月1日と規定したものでございますが、施行期日の異なる改正規定については、第1号から第3号において個別に規定してございます。

第1号は、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除に関する改正規定、セルフメディケーション税制の適用期限を令和9年度まで延長する改正規定及び後ほど説明いたします特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除に関する経過措置規定は、令和4年1月1日から施行するものとしてございます。

第2号は、国外居住親族の扶養控除等の見直しに係る改正規定及び当該改正規定は令和6年度以後の年度分の個人の町民税に適用するものとする附則第2条第4項の経過措置規定は、令和6年1月1日から施行するものとしてございます。

第3号は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律に伴う固定資産税の改正規定の附則第3条第3項及び第4項の経過措置規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第1条に掲げる規定の施行日から施行するものとして、具体には、令和3年6月5日または同法の公布日のいずれか遅い日とされておりますが、同法はまだ公布されておらず、未確定となっております。

14ページ上段の附則第2条は町民税に関する経過措置でございますが、第1項は、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除に関する規定は、条例施行日以後に支出する寄附金について適用するものとしてございます。

第2項は、給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する規定は、条例施行日以後に行うものについて適用するものとしてございます。

第3項は、公的年金受給者等の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する規定は、条例施行日以後に行うものについて適用するものとしてございます。

第4項は、国外居住親族の取扱いの見直しによる改正規定は令和6年度以後の年度分の個人の町民税に適用するとするものです。

14ページ下段から16ページ中段までの附則第3条は固定資産税に関する経過措置でございますが、第1項は、別段の定めがある場合を除いて、固定資産税に関する改正規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税に適用するとするものです。

次の第2項は、生産性向上特別措置法の施行日、具体には平成30年6月6日から令和3年3月31日までの期間内に生産性向上特別措置法の規定による中小企業等が取得した機械装置等に対して課する固定資産税については、従前の例によるものです。

15ページ中段の第3項は、地方税法等の一部を改正する法律の施行日、具体には令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間内に生産性向上特別措置法の規定による中小企業等が取得した家屋及び構築物に対して課する固定資産税については、従前の例によるものです。

次の第4項は、新条例による先端設備等導入計画により取得された特例対象資産に対しては、附則第1条第3号の規定による施行日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度以降の年度分の固定資産税について適用することとし、併せて、令和3年4月1日から附則第1条第3号の施行日までの間に取得した場合の新条例附則第8条の2第3項の規定の適用についての読替規定を追加するものです。

16ページ中段の附則第4条は軽自動車税に関する経過措置でございますが、第1項は、軽自動車税環境性能割に関する改正規定は、令和3年4月1日以後に取得された軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用するとするものです。

次の第2項は、軽自動車税種別割に関する改正規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車に対して課すべき軽自動車税種別割について適用するとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第2号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(高橋 勉君) 承認第3号についてご説明いたします。

議案18ページ、専決処分書をご覧ください。

専決第5号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日に施行されたことに伴い、直ちに改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて専決処分いたしましたので、議会のご承認をお願いするものでございます。

改正条文は議案19ページでございますが、内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集15ページをお願いいたします。

このたびの改正内容であります。地方税法附則第3条の2に規定する延滞金の割合の特例に関する名称等が変更されたことに伴い、美郷町後期高齢者医療に関する条例附則第2条を改めるものであります。

議案に戻っていただきまして、19ページをお願いいたします。

下段の附則によりまして、この条例は公布の日から施行し令和3年1月1日から適用し、この条例による改正後の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものであります。

説明は以上です。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

承認第3号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(高橋 穰君) 承認第4号についてご説明いたします。

22ページ、専決処分書をご覧ください。

令和2年度美郷町一般会計補正予算第16号につきまして、令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,574万1,000円を追加する件及び地方債の変更3件でございます。

初めに、28ページ、第2表地方債補正をご覧ください。

合併特例債、過疎対策事業債、減収補てん債につきまして、充当事業の実績に伴う町債の額確定により限度額をそれぞれ減額したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。32、33ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から34、35ページの11款交通安全対策特別交付金までは、各譲与税及び交付金についてそれぞれ額の確定により補正したものでございます。

34、35ページ下段、14款2項1目1節、個人番号カード交付事業補助金はカード交付実績により額が確定したものでございます。歳出におきまして、地方公共団体情報システム機構への交付金として同額を計上してございます。

4目1節、社会資本整備総合交付金は道路除雪分として追加交付等を含む額の確定により、また、3節、臨時道路除雪事業費補助金は大雪に伴う除雪事業に対する新たな交付決定により補正

したものでございます。

36、37ページをお願いいたします。

15款3項1目6節、総務費権限移譲推進交付金は額の確定により減額、6目1節、冬期除雪作業委託金は県道除雪実績に伴う額の確定により増額補正したものでございます。

16款1項2目は各基金の預金利子の確定により、17款1項2目1節はふるさと納税寄付金及び企業版ふるさと納税寄付金の実績により補正したものでございます。

21款町債は1目総務債から次のページの11目減収補てん債までそれぞれの充当事業の実績により、そして22款法人事業税交付金は額の確定により補正したものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。40、41ページをお願いいたします。

2款1項2目行政推進費は充当する過疎対策事業債及び基金利子の確定により、また、6目企画費は充当する権限移譲推進交付金の確定により、それぞれ財源補正したものでございます。

2款3項1目18節、地方公共団体情報システム機構交付金については、歳入でご説明いたしました個人番号カード発行に係る当該機構への交付金でございます。

3款1項2目障害者福祉費は充当する過疎対策事業債の確定により、また、3目高齢者福祉費は充当する過疎対策事業債及び基金利子の確定により、それぞれ財源補正したものでございます。

2項1目児童福祉総務費は充当する過疎対策事業債の確定による財源補正でございます。

4款1項1目保健衛生総務費は不妊・不育症治療助成事業に企業版ふるさと納税を充当するための財源補正でございます。

42、43ページをお願いいたします。

5款1項2目雇用対策費は充当する過疎対策事業債の確定による財源補正でございます。

6款1項3目農業振興費は生菓の里美郷構想推進事業に企業版ふるさと納税を充当するための財源補正でございます。

4目美郷ブランド確立費は過疎対策事業債、6目農業振興施設管理費は合併特例債、7目畜産業費は過疎対策事業債、8目農村整備費は基金利子、そして2項1目林業債は過疎対策事業債、それぞれ充当財源の確定による財源補正でございます。

8款2項2目道路維持費は歳入でご説明いたしました社会資本整備総合交付金、臨時道路除雪事業費補助金、冬期除雪作業委託金の確定による財源補正、3目道路新設改良費は充当する社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債、減収補てん債の確定による財源補正でございます。

6項1目住宅管理費は充当する過疎対策事業債の確定による財源補正でございます。

44、45ページをお願いいたします。

10款4項1目社会教育総務費は美郷カレッジ開催事業に企業版ふるさと納税を充当するための財源補正でございます。

13款1項1目基金費ですが、ふるさと美郷子ども育成基金はふるさと納税寄付金額確定に伴う追加分と利子を、森林環境保全基金及び財政調整基金は利子確定により、それぞれ積立金を補正したものでございます。

14款予備費につきましては歳入歳出の予算の差額を調整したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

承認第4号についてこれより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第31号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 穰君） 議案第31号についてご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、8,598万円を追加する件及び地方債の補正2件でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額及び県の新型コロナウイルスワクチン対策生活応援事業費の追加並びに今冬の大雪により被害を受けた公共施設の修繕費等の増額が主な内容でございます。初めに、51ページ、第2表地方債補正についてご説明いたします。

社会資本整備総合交付金の内示額による道路新設改良事業費の調整に伴い、充当する財源の一

部となる合併特例債及び過疎対策事業債の調整をするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。56、57ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、14款2項3目衛生費国庫補助金の2節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金ですが、ワクチン接種の予約について受付の強化を図るため、コールセンターの回線を5月、6月を5回線から7回線へ増設するなど、また電話予約に加えインターネットでも受け付けることとしたため所要額が増え、今後の予算執行に不足が見込まれるため補正をお願いするもので、その財源となるものであります。内訳ですが、回線の増設に約282万円、インターネットでの予約に係る費用として132万円であります。

続きまして、15款2項2目民生費県補助金の6節、新型コロナウイルス対策生活応援事業費補助金ですが、県の事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により感染予防に対する負担が増加する中で、特に負担が大きくなっている住民税非課税世帯、児童手当受給世帯の方を対象に生活を応援する商品券を配付するもので、町では要件に該当する方を6,000人と見込んでおります。配付します商品券の額は1名当たり1万円で、商品券の使用期間は8月中から令和4年の1月末までを予定しております。費用の内訳ですが、時間外手当や商品券や封筒の印刷など需用費、郵送料や換金業務、電算処理業務となり、合わせて6,953万9,000円で、その財源となるものであります。

15款の説明は以上です。

○企画財政課長（高橋 稷君） 21款町債は、地方債補正にてご説明したとおり、社会資本整備総合交付金の内示額による道路新設改良事業費の調整に伴い、財源とする合併特例債を増額、過疎対策事業債を減額調整するものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。58、59ページをお願いいたします。

○総務課長（本間和彦君） 2款1項2目行政推進費でございますが、10節需用費に飯詰、金沢の両コミュニティセンターの雪害等による施設修繕に要する経費を計上してございます。

次に、同じく5目財産管理費でございますが、12節委託料に松・杉並木の落葉や枝折れ等の処理に要する経費を計上してございます。今冬の豪雪や強風等により雪解け後の処理に例年を上回る経費を要したため、今後の当該予算に不足が見込まれるため追加をお願いするものでございます。

2款総務費は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費の3節から12節は歳入でご説明しました新型コロナウイルス対策生活応援事業に係るもので、3節の時間外手当は新規の事務事業として時間外勤務への対応として計上するものであります。10節の消耗品費は事業のお知らせや申請に係る用紙代、印刷製本費は商品券やPRチラシ、郵送用封筒などであります。11節の通信運搬費は申請書や商品券などの郵送料で、12節の電算処理委託料は事業実施に当たり電算システムの導入業務を委託するもので、換金業務委託料は金融機関にその業務を委託するものであります。

1項社会福祉費の説明は以上です。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、2項3目児童福祉施設費14節の仙南すこやか園生垣改修工事ですが、0歳児から2歳児等の園庭前の生垣及び支柱について雪による破損箇所を修復するため増額するものでございます。

3款の説明は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4款1項2目予防費の12節、事務事業委託料は、歳入でご説明しましたワクチン接種予約受付業務に係る委託料の増額であります。

4款の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 6款1項3目農業振興費10節需用費の修繕料でございますが、雪で破損した平場の森公園内の樹名板の交換に要する経費でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、7目10節の修繕料ですが、小荒川農村公園トイレのポンプ故障による交換費用でございます。

その下、12節の農村公園樹木伐採業務委託料ですが、農村公園敷地内の樹木が雪により幹折れたため、大規模剪定や伐採など対処する費用でございます。

6款の説明は以上でございます。

○商工観光交流課長（高階 優君） 60ページ及び61ページをお開き願います。

7款1項3目観光費ですが、雪により倒伏した清水の館生垣の修繕作業費及び雁の里山本公園内の倒木の処分費用について予算計上するものです。

7款は以上でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、8款土木費1項1目10節の修繕料は、六郷地区にあります涵養池の侵入防止柵の柱が雪により折れてしまい、修繕費を12節委託料から組み替えて実施したくお諮りするものです。

続きまして、2項2目12節の道路維持作業委託料ですが、道路のり面に自生した樹木の倒木が今冬の大雪の影響で多発しており、その伐採処理費用を計上しております。

3目の道路新設改良費ですが、社会資本整備総合交付金の交付決定により、12節委託料と14節工事請負費の予算を組み替えるものです。なお、工事請負費の内訳としまして、舗装補修工事費は減となっておりますが、改良舗装工事、羽貫谷地線に重点的に配分されたことから、進捗を図るものでございます。

続きまして、3項河川費1項12節の測量調査委託料ですが、町管理の小杉崎川において雪解け水の増水により天然護岸が大きく洗掘している箇所が発見され、隣接する圃場に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、護岸工事を計画したく調査設計費を計上するものです。なお、当該区間には仮設の護岸工事を実施済みです。

続きまして、4項都市計画費2目10節の修繕料ですが、南運動公園トイレの浄化槽の機器が故障したため、その修繕費用を計上するものです。

12節の安楽寺児童公園生垣剪定業務委託料は、大雪により生垣が破損したことから作業を実施したく予算をお願いするものです。

続きまして、6項住宅費1目14節、後三年住宅軒折れ修繕工事ですが、3棟ある住宅のうち1棟で軒折れが発生したため修繕したく予算を計上しております。

8款の説明は以上でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 議案62ページ、63ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費12節の千畑小学校桜枯枝剪定業務委託料ですが、雪による枯れ枝や枝折れなどの危険箇所を剪定するための費用でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 4項3目文化財保護費及び4目社会教育施設費並びに5項保健体育費の12節樹木枝処理業務委託料でございますが、大雪による飯詰堅穴群等の文化財及び公民館並びに北運動公園等の体育施設における倒木や枝折れ等の処理に要する経費をお願いするものでございます。

また、14節工事請負費でございますが、大雪等による六郷城跡の文化財標柱及び坂本東嶽邸の板塀並びに弓道場屋根の改修、プールパークみさと休憩所の屈曲した支柱の撤去に要する経費をお願いするものでございます。

5項2目保健体育施設費の10節、修繕料でございますが、大雪による北運動公園野球場のフェンス並びに宿泊交流館体育館屋根の破風修繕に要する経費をお願いするものでございます。

議案第31号の説明は以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第31号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和3年度美郷町一般会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第5回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時57分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和3年5月17日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 熊谷隆一

署名議員 深沢義一